

令和5年度

埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金

[暑さ対策設備等導入事業]

《募集要領》

令和5年6月

埼玉県環境部温暖化対策課

## 補助金を交付申請・受給される皆様へ

埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、埼玉県（以下、「県」といいます。）の公的資金を財源としていることから、県として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

したがって、本補助金の交付申請をされる方、交付決定により本補助金を受給される方は以下の点を十分認識された上で本補助金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認ください。
- 4 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手（発注等を含む）した場合は補助金の交付対象とはなりません。
- 5 本補助金で取得、又は効用の増加した財産等を当該財産等の財産処分制限期間（法定耐用年数等）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。なお、県は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合等には、本補助金の受給者及び関係者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該関係者の名称を公表するとともに、本補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金額のうち取り消し対象となった額に10.95%の加算金を加えた額を返還していただきます。

| 《主な注意点》  |  |
|--|--|
| 補助対象事業（2ページ）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施前後で空調負荷が軽減される事業であることが必須です。</li> <li>・ 日射熱反射率が60%未満の遮熱塗料は対象外です。</li> </ul> |
| 他の補助制度との併用（4ページ）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の設備で、国の補助金等との併用はできません。</li> </ul>   |
| 補助事業の申請・実施にあたっての順守事項（5ページ）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書の提出までに埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度の「宣言書」（写し）を提出している必要があります。</li> </ul>              |
| <p>※申請は、電子申請に限ります</p> <p><u>令和5年6月19日（月）～7月12日（水）まで [期限厳守]</u></p> |  |

**《募集要領掲載日（6月16日）以降の変更点》**

|           |                        |  |
|-----------|------------------------|--|
| R5. 6. 19 | 申請必要書類に関する訂正<br>（9ページ） | 申請書類及び添付書類を郵送可能としていた記述を削除しました。<br>（申請は、電子申請に限ります。） |
|-----------|------------------------|--|

## <目次>

### 1. 事業の概要

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 目的                    | 1 |
| (2) 補助対象者                 | 1 |
| (3) 補助対象事業所               | 2 |
| (4) 補助対象事業                | 2 |
| (5) 補助対象事業における留意点         | 3 |
| (6) 補助対象経費                | 4 |
| (7) 補助率及び上限額              | 4 |
| (8) 他の補助制度との組み合わせ         | 5 |
| (9) 補助の条件                 | 5 |
| (10) 補助事業の申請・実施にあたっての順守事項 | 5 |
| (11) 申請者及び交付先             | 6 |
| (12) 事業スケジュール             | 7 |

### 2. 申請

|                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 申請期間            | 8  |
| (2) 申請方法            | 8  |
| (3) 申請の代行           | 8  |
| (4) 申請にあたっての留意事項    | 8  |
| (5) 申請必要書類          | 9  |
| (6) 審査・選定           | 11 |
| (7) 審査・選定にあたっての留意事項 | 11 |
| (8) 交付決定            | 11 |

### 3. 補助対象事業の実施

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 事業の開始       | 12 |
| (2) 事業内容等に係る変更  | 12 |
| (3) 補助対象事業の状況報告 | 12 |
| (4) 補助対象事業の廃止   | 13 |
| (5) 実績報告        | 13 |

### 4. 実績報告以後

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 補助金額の確定、補助金の交付   | 14 |
| (2) 交付決定の取り消し        | 14 |
| (3) 導入効果報告書の提出       | 14 |
| (4) 補助金の経理           | 14 |
| (5) 補助事業により取得した財産の管理 | 14 |

# 1. 事業の概要

## (1) 目的

猛暑の夏では、太陽光により建物の屋根や外壁のコンクリート等が「蓄熱する」、断熱性が低い窓から「熱が入る」ことで空調負荷が増え、エネルギー使用量が増加するとともに空調からの排熱が街の暑さを助長しています。また、冬場では、屋根、外壁や窓を通じて室内の暖かい熱が屋外に奪われることで室内温度が下がり、室内温度を上げるために空調負荷が増える要因となっています。

県では地球温暖化への対策を推進するに当たり、民間事業者の運用改善や設備更新等による省エネルギー化や二酸化炭素（以下、「CO<sub>2</sub>」といいます。）排出量削減に対する各種の支援を行っています。この補助事業は、民間事業者が導入する省エネ（省CO<sub>2</sub>）と暑さや寒さ（以下、合わせて「暑さ」といいます。）への対策を両立する断熱・遮熱対策に要する費用の一部を助成し、CO<sub>2</sub>排出量の削減等に資する対策について支援を行います。なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金交付要綱」（以下、「要綱」）に基づき実施する事業です。

## (2) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象者」）は、ア又はイのいずれかに該当し、ウの要件を満たすことを要します。なお、補助対象者に該当する場合であっても事業活動内容等から県が不適当と認める者は対象外とします。

ア 民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）で次の要件に該当する者。

- ① 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること
- ② 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）を滞納していないこと
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと

イ 契約により、アと共同して本事業を実施するリース事業者で、次の要件に該当する者。

- ① 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約が締結されていること
- ② 上記①の契約におけるリース料について、補助金額に相当する金額が減額されていること（当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直しをすること）
- ③ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと

ウ 要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと

### (3) 補助対象事業所

補助対象者が所有又は使用する、申請時点で稼働期間が1年以上の県内に所在する事業所とします。ただし、専ら居住を目的とした事業所や官公庁及び県が不適当と認める事業所は対象外とします。また、住居兼事業所の一部は対象外となります。

なお、補助対象者が賃借等で使用している等、所有していない事業所については、申請時点において所有者の承諾を要します。

#### ★住居兼事業所において対象外となるケース

|   |   |
|---|---|
| ① | 空調設備のエネルギー源である電気（またはガス等）の使用量について、事業所部分と居住部分とで明確に分けて確認できない場合     |
|   | ※ 面積や税務申告上での按分による算定は認められません。<br>例) 電気メーターが1つのみ（居住用と事業所用で一緒のもの）等 |
| ② | 事業所部分と居住部分が同一階に混在している場合   |
|   | 例) 1階に事業所部分と居住部分が混在している場合 等                                     |

※複数の事業所において対策を実施する場合は事業所ごとに申請が必要です。

### (4) 補助対象事業

交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」）は、補助対象事業所において、断熱・遮熱対策を通じて事業所のCO<sub>2</sub>排出量を削減するために必要な設備等整備事業であって、補助対象経費が30万円以上の事業です。

また、申請できる設備等は次のいずれかの機関において熱貫流率、日射熱取得率または日射熱吸収率（日射熱反射率<sup>\*</sup>でも可）についての数値基準を有していることを要します。

|         |                           |                    |
|---------|---------------------------|--------------------|
| 県が認める機関 | ①日本産業規格（JIS） <sup>1</sup> | ②環境省の環境技術実証（ETV）事業 |
|         | ③国立研究開発法人建築研究所            | ④一般社団法人建材試験センター    |

| 補助対象事業            | 数値基準                           |
|-------------------|--------------------------------|
| 遮熱塗料、遮熱シート        | 日射熱吸収率（又は日射熱反射率 <sup>*</sup> ） |
| 遮熱フィルム、Low-E ガラス窓 | 熱貫流率、日射熱取得率                    |
| 断熱材               | 熱貫流率（又は伝導率でも可）                 |

※ 日射熱吸収率  
= 1 - 日射熱反射率

#### 《留意事項》

- ①日射熱反射率が60%未満（日射熱吸収率が40%以上と同義）の遮熱塗料は対象外となります。その他、省エネ効果の低い事業は対象外となる場合があります。
- ②補助対象事業所に設置されている空調設備の負荷が軽減される事業が対象です。

(次ページへ続く)

<sup>1</sup> 自社で JIS 規格に適合していることを証明する「自己適合宣言」(JIS Q1000) も含む

★補助対象事業と対象外事業の事例

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| ○<br>対象  | 窓対策      | Low-E ガラス窓や複層ガラス窓へ交換、遮熱フィルムの貼付け 等                            |
|          | 屋根及び外壁対策 | 遮熱性能を有する塗料の塗装、遮熱シートの貼付け<br>屋根上や外壁への断熱材の設置（サンドイッチ工法も可） 等      |
| ×<br>対象外 | 窓対策      | DIY で取付けが可能な簡易な内窓、<br>庇（ひさし）やブラインド（ロールスクリーン）の設置 等            |
|          | 屋根及び外壁対策 | 屋上等の緑化、スプリンクラーの設置、太陽光発電設備の設置<br>屋根裏や内壁への断熱材敷き詰め（既存躯体の内部整備） 等 |

（５）補助対象事業における留意点

- ・導入する設備は財産処分制限期間中管理し、使用し続けることを要します。これらの財産処分制限期間満了前に設備を廃棄、除却、処分等した場合は本補助金の返還対象となります。
- ・財産処分制限期間は、法定耐用年数に相当する期間とします。
- ・省エネ（省CO<sub>2</sub>）と暑さへの対策に資するものでないと県が判断した場合、補助対象とはなりません。
- ・建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合、確認済証の交付前に作業した事業については補助対象とはなりません。

（次ページへ続く）

## (6) 補助対象経費

補助対象経費は補助対象事業の実施にあたり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとします。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| ○ 対象  | 設備費 | 設備代、材料費、必要不可欠な付属設備 <sup>2</sup> 等  |
|       | 工事費 | 労務費、設計費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、足場代 <sup>3</sup> 等  |
| ✕ 対象外 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去費、移設費、処分費、消費税及び地方消費税相当額</li> <li>・諸経費など（内訳が不明瞭な経費）</li> <li>・既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費（防水工事、シーリングなど）</li> <li>・工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費など）</li> <li>・屋根、窓、外壁以外の箇所に行う整備に要する経費（屋根裏、内壁、シャッター、ドア、梯子、手すり、室外機架台部、軒下、雨樋など）</li> <li>・施工等に資格が必要な場合であって、資格を有しないものが行う整備費用</li> <li>・過剰なもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備や将来用のもの</li> <li>・本事業以外においても使用することを目的としたもの</li> <li>・中古の設備の導入</li> <li>・住居兼事業所の住居部分<sup>4</sup>など居住用途に係る設備等</li> </ul> |

※ 複数事業を実施する場合はそれぞれの事業ごとに経費を分けてください。

(注 1) 要綱で定める他の事業(CO<sub>2</sub>排出削減設備導入事業、スマート省エネ技術導入事業など)と併用して申請する場合、労務費や直接仮設費など共通する経費を重複して申請することはできません。

(注 2) 補助対象経費の中に、申請者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む。)がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象とします。

(注 3) 「出精値引き」「端数值引き」など、内訳が明確でない値引きは、すべて対象経費から差し引いてください。

## (7) 補助率及び上限額

交付申請額の上限は、下記により算出された額とします。

ただし、複数の事業所において対策を実施する場合は、**1者が補助申請できる合計金額は300万円まで**となります。

《補助上限額》：ア、イのいずれか**低い額**

ア 補助対象経費に3分の1を乗じた額（1万円未満切り捨て）

イ 300万円

【注意】 補助対象経費の額が30万円以上の事業を対象とします。

<sup>2</sup> サンドイッチ工法における断熱シート等を覆う屋根材や外壁等の経費については、一部補助対象外とする場合があります。

<sup>3</sup> 足場代等については、一部補助対象外とする場合があります。

<sup>4</sup> 住居兼事業所で、補助対象経費となるのは事業所部分の工事のみです。

(補助対象例①：1階が事業所のみ、2階が住居の場合で1階部分の外壁塗装は補助対象経費に含まれますが、2階部分の外壁塗装に係る経費は補助対象外です。)

(補助対象例②：1階が住居、2階が事業所の場合で2階部分の外壁断熱や屋根の遮熱塗装は補助対象経費に含まれますが、1階部分の外壁断熱に係る経費は補助対象外です。)

## (8) 他の補助制度との組み合わせ

本補助金の申請にあたり、同一の設備等で県および県以外が実施する他の一切の補助金又は助成金を受給してはいけません。

よって、本補助金の各事業（CO<sub>2</sub>排出削減設備導入事業、スマート省エネ技術導入事業）を有効的に組み合わせることは可能です。

## (9) 補助の条件

補助事業者（補助金の交付決定を受けた者）は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①補助事業者は、補助対象設備の稼働後1年間の実績について、「導入効果報告書」（様式第4-3号）を稼働から1年後に県に提出すること。
- ②補助事業者は、補助事業に関する効果測定等について、県が必要と認める範囲内において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。
- ③補助事業者は、補助対象事業によるCO<sub>2</sub>削減量の削減効果の達成を約束すること。
- ④補助事業者は、同一設備で国等の補助金又は助成金を一切受給しないこと。

## (10) 補助事業の申請・実施にあたっての順守事項

- ①「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」の「取組宣言書」（写し）を実績報告までに提出すること。  
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html#content04>
- ②補助事業者は、補助事業に関する温度変化測定やアンケート等について、県が必要とする範囲内において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。
- ③補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注、契約等を含む）していないこと。
- ④補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合には、要綱第13条に基づき変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出すること。
- ⑤施工業者に事業費を支払う方法は原則として金融機関による振込（現金払い）とし、これ以外の方法（手形、小切手等）による場合は事前に県の承諾を得てから支払うこと。
- ⑥補助事業により整備した設備等は、原則として財産処分制限期間（法定耐用年数に相当する期間）中は、県の承認を受けることなく財産を処分しないこと。
- ⑦補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

**(11) 申請者及び交付先**

本補助金の交付先は、申請書の区分により、次のとおりとなります。

| 区分 | 補助対象事業                 | 申請者              | 補助金交付先 |
|----|------------------------|------------------|--------|
| ①  | 民間事業者が行う補助対象設備等を導入     | 民間事業者            | 民間事業者  |
| ②  | ①で補助対象設備等をリース会社が調達する場合 | 民間事業者及びリース事業者の連名 | リース事業者 |

(次ページへ続く)

**(12) 事業スケジュール**

| 時期（予定）                            | 申請者  | 県   |
|-----------------------------------|--|---|
| 申請受付<br>[締切日の必着・厳守]<br>～7/12（水）   | 申請書類の提出  |   |
|                                   |  | 審査  |
| 交付決定<br>8月末ごろ                     |  | 交付決定  |
| 事業実施<br>(交付決定後)                   | 事業着手<br>↓<br>工事完了<br>↓<br>代金の支払い   | 事業開始届の提出  |
|                                   | <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content;"> <p><b>【重要】</b><br/>事業内容を変更する場合は事前に県に申請(報告)し、必ず了解を得ること！！</p> </div> | <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content;"> <p><b>【重要】</b><br/>交付決定後1か月以内に事業開始のうえ、事業開始日から2週間以内に県に報告してください。</p> </div> |
| 実績報告書の提出<br>～2/16（金）[期限厳守]        | 実績報告書の提出<br>(領収証、契約書、写真、<br>その他必要書類等を添付)   |   |
| 完了検査                              |  | 現地確認(必要ある場合)  |
| 交付確定                              |  | 確定通知  |
| 補助金交付                             | 補助金の受領   | 補助金の交付(支払)  |
| (稼働から1年後)<br>導入効果報告書<br>(様式第4-3号) | 導入効果報告書  | 効果検証  |

**【重要】** 導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還対象となりますのでご注意ください！！

※ 実績報告書の提出最終期限は令和6年2月16日（金）となっていますので、事業スケジュール作成にはご注意ください。

## 2. 申請

### (1) 申請期間

令和5年6月19日(月)～7月12日(水)【期限厳守】

(申請は、[電子申請](#)に限ります。)

### (2) 申請方法

申請は、県の電子申請システムによる申請のみとします。

○電子申請システムによる申請

### (電子申請先)

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=55442](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55442)

○申請書の提出後、申請書や資料の訂正・差し替えは電子申請では行えません。

資料の訂正・差し替えが必要になった場合は、以下のメールアドレスに宛てご連絡ください。

※電子メールの件名は「暑さ対策設備等導入事業交付申請書(申請者名)」として下さい。

### (電子メール送信先)

a3030-24@pref.saitama.lg.jp

### (3) 申請の代行

本補助金の申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者(設備業者等)による代理申請はできません。

### (4) 申請にあたっての留意事項

- ・県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。その場合、速やかにご対応ください。ご対応がない場合、補助対象とならない場合があります。
- ・申請書類等は、本件審査以外には使用しません。また、採択、不採択にかかわらず、ご返却できません。

## (5) 申請必要書類

申請に必要な書類は次のとおりです。

【申請書類】（必ず電子申請で提出してください）

| 書類  | 説明   |
|---|------|
| 交付申請書(様式第1-3号)  | 押印不要 |
| ※上記の書類は埼玉県ホームページからダウンロードしてください<br>URL : <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5atusahojo.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5atusahojo.html</a> |      |

【その他添付書類】（①～⑩）

・資料が紙の場合は、スキャンをしたデータで構いません。

|   | 書類   | 説明  |
|---|--|---|
| ① | 見積書の写し（原則、二者以上）  | 発行後3ヶ月以内かつ有効期間内であるもの  |
| ② | 設備や使用材料等のカタログ及び仕様書   | 申請対象の基準を満たしていることがわかるもの  |
| ③ | ・現況設備（更新前）の写真<br>・事業所内に設置された空調設備の写真  | 対策を実施する箇所の全景及び設備等の現況がわかるもの  |
| ④ | 施工面積とその算出根拠が示された図面（見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、構造詳細図等）  | 図面に施工面積とその算出根拠に加えて使用材料・製品名、型番を記載  |
| ⑤ | (法人) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>(個人) 市町村が発行する営業届出済証明書   | 発行後3ヶ月以内のもの   |
| ⑥ | 県内にある県税事務所 <sup>※1</sup> が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書<br>(法人) 法人県民税・法人事業税<br>(個人) 個人事業税・個人県民税 <sup>※2</sup><br><br>※1 納税証明書の交付については、原則、住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください。<br>※2 個人県民税は市区町村での発行になります。お問合せは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取扱いがない場合は「県民税の納税証明書」を取得してください。 | 本店所在地が県外であっても埼玉県内にある県税事務所発行のもの（リース事業者は本店所在地の都道府県税事務所発行のもの）<br><br>発行後3ヶ月以内のもの |
| ⑦ | 決算報告書の写し（直近1年度分）   | 損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等   |

| ※ ⑤から⑦は民間事業者、リース事業者のそれぞれで必要です |  |                      |
|-------------------------------|--|----------------------|
| ⑧                             | (該当する場合のみ)<br>埼玉県又は国の事業で受診した省エネルギー診断の診断結果報告書の写し  | 過去3か年以内のもの           |
| ⑨                             | -1 賃貸借契約書の写し<br>-2 所有者からの承諾書 <sup>5</sup> (様式任意) | 補助対象事業所の所有者以外が申請する場合 |
| ⑩                             | リース契約書 (案)、料金計算書 (案)                             | リースによる場合             |

- ・ 非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書類 (例：定款、寄付行為) を提出してください。
- ・ 見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるようにしてください。  
(見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載する 等)  
複数の事業を実施する際は、事業ごとに見積書を分けて作成を依頼してください。
- ・ 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

(次ページへ続く)

<sup>5</sup>⑨-2 は賃貸借契約書に建物所有者の許可なく工事できる旨の記載がある場合以外は必須です

## (6) 審査・選定

審査は、申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で採択可否を決定します。

選定に当たっては、次式で算出される費用対効果（補助金額100万円当たりのCO<sub>2</sub>削減量）の額を基礎として、次の事項を優先のうえ決定します。

なお、審査の経過や採択結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予めご承知おきください。

費用対効果の算出方法：(A ÷ B)

A：様式第1号の計算方法で算出される年間CO<sub>2</sub>削減量

B：補助金申請額（円/百万円）

### 《審査にあたって優先する事項》（優先度昇順）

- |  |
|--|
| ・ 埼玉県又は国の事業で実施する省エネ診断事業を、過去3か年度以内に受診した事業者からの申請 |
| ・ 埼玉県エコアップ認証 <sup>6</sup> を受けた事業者からの申請         |
| ・ みなし大企業 <sup>7</sup> 及びこれに準ずる者でない事業者からの申請     |

## (7) 審査・選定にあたっての留意事項

- ・ 申請書類のうち、交付申請書（様式第1-3号）の作成にあたっては、補助対象設備にかかる処分制限期間は法定耐用年数に相当する期間です。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によります。不明な場合は、税理士等に確認してください。（県では回答をしておりません）

URL：[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015)

## (8) 交付決定<sup>8910</sup>

審査・選定の結果に基づき、補助事業者に交付決定通知書を送付します。

交付決定時期は、8月末ごろを予定しています。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件（温度計の設置や温度測定への協力等）を付す場合があります。

なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

<sup>6</sup> 埼玉県エコアップ認証制度は、環境マネジメントに取り組み、かつ、CO<sub>2</sub>削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業者を県が認証する制度です。

<sup>7</sup> みなし大企業：次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有

<sup>8</sup> 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

<sup>9</sup> 補助金の交付（支払い）は、工事完了以後となります。

<sup>10</sup> 採択された場合でも申請金額を減額する場合があります。

### 3. 補助対象事業の実施

#### (1) 事業の開始

補助事業者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手するとともに、県に報告してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、**契約の締結**、または**発注**することをいいます（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

なお、**交付決定後1か月以内に補助事業に着手し、着手した日から2週間以内に県に報告を行ってください。**

＜県への提出物＞

- ・事業開始届（様式第5号）
- ・契約書または発注書（写し）

※補助事業の着手が交付決定から1か月を過ぎる場合は、事前に県に御相談ください。

※交付決定通知日以前に着手した場合は、補助事業の対象外となります。

#### (2) 事業内容等に係る変更

補助事業者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費<sup>11</sup>、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、**独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示<sup>12</sup>に従ってください。**また、県から提出依頼があった場合は速やかに対応してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分にかかる事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

＜県への提出物＞

- ・変更（廃止）承認申請書（様式第6-3号） ※承認が必要な場合
- ・事業変更届（様式第7号） ※軽微変更など、報告のみ必要な場合
- ・その他、知事が必要と認める書類

#### (3) 補助対象事業の状況報告

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、次の書類を提出してください。

＜県への提出物＞

- ・補助事業遂行状況報告書（様式第9号）
- ・実施状況報告書（様式第10号）
- ・遅延報告書（様式第11号）

<sup>11</sup> 変更後の補助対象経費が30万円未満となる場合、補助金は交付しません。

<sup>12</sup> 補助事業の変更を承認するにあたり、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

#### (4) 補助対象事業の廃止

補助事業者は、次の場合には、以下の書類を提出し、承認を得てください。

- ・ 事情により補助対象事業の廃止をしようとする場合
- ・ 要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定した場合

< 県への提出物 >

- ・ 変更（廃止）承認申請書（様式第6－3号）

#### (5) 実績報告

補助事業者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、金融機関による振込）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出すること

【最終提出期限】 令和6年2月16日（金）[期限厳守]

< 県への提出物 >

- ・ 実績報告書<sup>13</sup>（様式第12－3号）

※以下の書類を添付してください。

- ①決算証拠書類<sup>14</sup>（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- ②工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ③補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの、施工した製品の型番や種類が確認できるもの）
- ④埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度の「取組宣言書」（写し）
- ⑤振込先口座が確認できる資料
- ⑥リース契約書及び料金計算書（リースの場合）

（次ページへ続く）

<sup>13</sup> 実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅れることがあります。

<sup>14</sup> 決算証拠書類とは、領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類をいいます。なお、手形や小切手による支払いの場合は事前に県に報告してください。この場合、振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となります。また、ネットバンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料（当該画面を印刷したもの等）では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料をご提出ください。

（例：振込指定日12/15、手続日12/10の場合、12/10に作成された書類では不可です。振込指定日以降（12/15以降）に作成された書類である必要があります。）

## 4. 実績報告以後

### (1) 補助金額の確定、補助金の交付<sup>15</sup>

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。

確定通知後、速やかに補助金の交付手続きを行います。

### (2) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定及び交付の条件に違反する行為があったとき

### (3) 導入効果報告書の提出<sup>16</sup>

補助金受領者は、導入設備等の施工完了後1年後を目途に県が導入効果報告書（様式第4-3号）を提出していただきます。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。なお、提出のない場合は、補助金の返還対象となります。

<県への提出物>

- ・導入効果報告書（様式第4-3号）

### (4) 補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

### (5) 補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の財産処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

<県への提出物>

- ・財産処分承認申請書（様式第14号）

<sup>15</sup> 補助金の交付は、精算払いとし、口座振替により支払います。補助金交付請求書には振込先の口座内容の分かるもの（通帳等の写し）を添付してください。

<sup>16</sup> 導入効果報告書の提出は工事完了後1年後となりますので、必ず提出してください。

(お問い合わせ・申請書類のダウンロードはこちらまで)

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L：048-830-3021

F A X：048-830-4777

M a i l：a3030-24@pref.saitama.lg.jp

U R L：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5atusahojo.html